

## 阿見町地域福祉計画策定方針

### 1. 策定の目的

住民が支え合い、安心して快適に暮らせる地域社会を実現するために、社会福祉法第 107 条に基づき、本計画を策定する。

### 2. 策定の内容

以下の各事項を記載した計画とする。

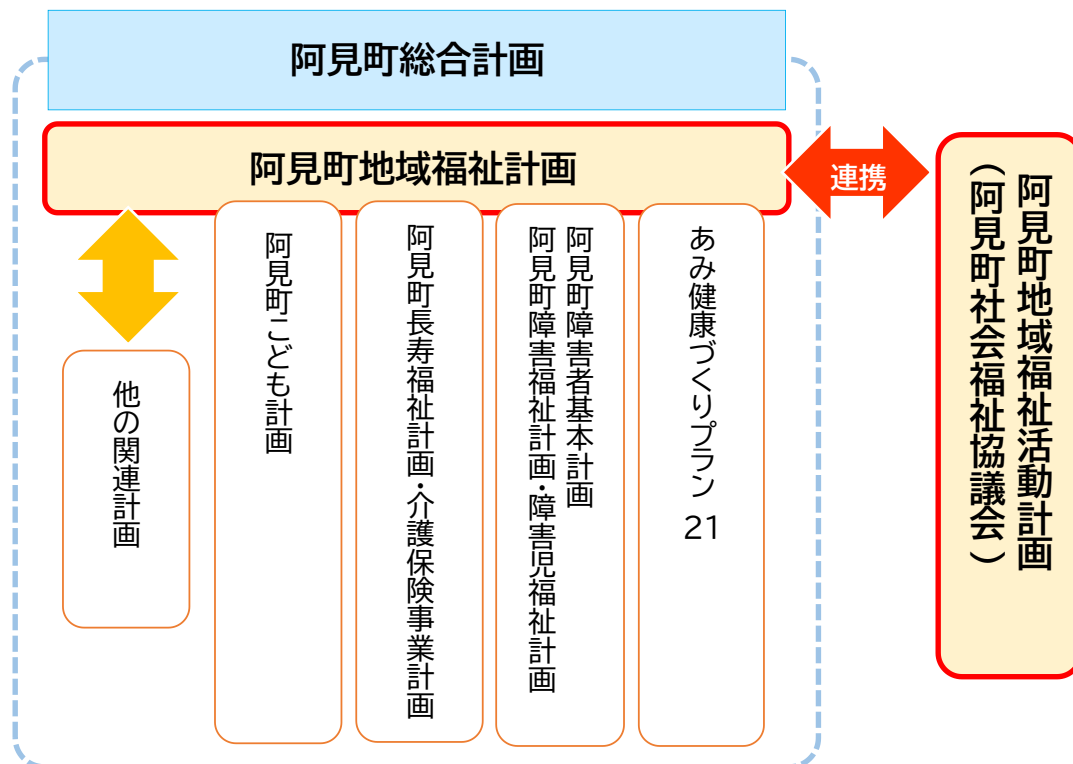
- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な相談支援体制の整備に関する事項

### 3. 計画の期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を計画期間とする。

### 4. 計画の位置付け

地域福祉計画は、阿見町総合計画を上位計画として、福祉に関する各分野の個別計画に共通する理念をつなぐ役割を果たし、さまざまな地域生活の課題に対する「取り組み」や「連携の仕方」などを示す福祉分野の上位計画。



## 5. 構成

- (1) 基本理念 : 地域福祉を推進するための基本理念を定める。
- (2) 基本目標 : 基本理念を実現するための基本目標を定める。
- (3) 施策の方向性 : 基本目標を達成するために取り組むべき施策の方向性を記載する。
- (4) 具体的な取り組み : 施策の方向性に沿って、具体的な取り組みを記載する。

※一体的に策定する計画

- ・成年後見制度利用促進基本計画
- ・再犯防止推進計画

## 6. 新たに盛り込む内容

- ① 再犯防止推進計画
- ② 重層的支援体制に関すること

## 【参考資料】 地域福祉を取り巻く社会動向

### (1)国の動向

| 年     | 法律・政策                                        | 主な内容                                                                       |
|-------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 平成28年 | 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行                       | 成年後見制度の利用の促進にかかる基本理念と基本方針を定め、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。                    |
|       | 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行                          | 基本理念と施策の基本事項を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進。                 |
|       | 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定                           | すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが示される。                   |
| 平成30年 | 「社会福祉法」改正                                    | 地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念が明確化され、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定は努力義務とされる。            |
|       | 「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」施行    | 基本理念が明確化され、包括的な支援体制の強化など一層の自立の促進を図るための措置が示される。                             |
| 令和2年  | 「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行             | 地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備にかかる措置が示される。       |
| 令和3年  | 厚生労働省通知「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」発行 | 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが示される。                                      |
| 令和5年  | 「こども基本法」施行                                   | こども施策を社会全体で推進していくための包括的な基本法で、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見の反映について定めている。      |
|       | 「第二次再犯防止推進計画」策定                              | 国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進するために策定。               |
| 令和6年  | 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行                    | 認知症に関する施策についての基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務として認知症施策を総合的かつ計画的に策定・実施することが責務とされた。      |
|       | 「孤独・孤立対策推進法」施行                               | 総合的な孤独・孤立対策を推進するため、基本理念や国及び地方公共団体の責務が規定された。                                |
|       | 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」                      | 年齢・障害・国籍等を問わない全ての女性の人権が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現のため、支援の枠組みを構築、強化を目的としている。 |

## (2)持続可能な地域づくり～SDGsの視点～

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。

